

9/9付厚生労働省通知文 P1

平成28年9月9日 厚生労働省

障害者支援施設等・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

1

9/9付厚生労働省通知文 P2

1 情報の把握及び避難の判断について

- 日頃から、気象情報等の情報把握に努めること。
- 「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとること。
- 「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。

2

9/9付厚生労働省通知文 P2

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- 障害者支援施設等・児童福祉施設等は、「非常災害対策計画」を定めることとされている。
- この計画では、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定している。
- 計画は、別添資料も参考としながら、各障害者支援施設等・児童福祉施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

3

9/9付厚生労働省通知文 P3

【計画に盛り込む具体的な項目例】

- 障害者支援施設等の立地条件(地形 等)
- 災害に関する情報の入手方法
- 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- 避難を開始する時期、判断基準
- 避難場所
- 避難経路(ルート(複数)、所要時間 等)
- 避難方法(利用者ごとの避難方法 等)
- 災害時の人員体制、指揮系統
- 関係機関との連携体制 等

4

9/9付厚生労働省通知文 P3

- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有すること。
- 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。

5

まとめ

利用者及び職員の安全・安心のために

- 平成28年中に、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定及び項目の点検を実施していただきたい。また非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していただきたい。
- 平成28年中に、水害・土砂災害を含む避難訓練を実施、又は避難訓練実施の予定を立てていただきたい。

6

障害者支援施設等関係 別添3 P1

指定障害福祉サービス事業者等のための

「非常災害対策計画」作成の手引き

H26.3愛知県健康福祉部障害福祉課

1 「非常災害対策計画」作成の留意点

- (1) 「非常災害対策計画」とは
- (2) 想定する災害(地形等から災害を想定)
- (3) 人命の安全(人命第一)
- (4) 内容の簡潔化、明確化
- (5) 入居者等の心身の状況の把握
- (6) 防災計画の不断の見直し

7

障害者支援施設等関係 別添3 P2~5

2 災害時における組織体制

- (1) 命令、指揮系統の整備(職員役割分担等)
- (2) 職員が少数時の対応の検討と職員の参集
- (3) 救護用利用者一覧の作成

3 緊急連絡網

- (1) 職員間や関係者との連絡体制の整備
- (2) 利用者の安否確認の方法の検討
- (3) 利用者家族との連絡体制の確立

8

障害者支援施設等関係 別添3 P6～12

- 4 災害予防対策(転倒防止、持出品準備等)
- 5 避難計画
 - (1)避難場所(複数選定等)
 - (2)避難経路(複数設定、所要時間・距離等)
 - (3)避難方法(利用者の状態ごと)
- 6 防災訓練等の実施(様々な災害を想定)
- 7 地域の関係機関や住民等との協力体制

9

児童福祉施設等関係 別添3 P5

「保育施設のための防災ハンドブック」
(経済産業省作成)

安全対策のポイント

- (1)防災グッズ(防災備品)
- (2)地域の安全対策
- (3)保護者との連携
- (4)地域との協力関係

10

児童福祉施設等関係 別添3 P16～17

保護者との連携

- (1)連絡手段の共有
- (2)避難場所や引渡しルールの共有
- (3)緊急時の安否確認・情報源・連絡手段

11